

県立学校家族休暇制度の導入について

1 目的

沖縄県は観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

3 制度開始日

令和8年4月8日(木)

4 対象

県立浦添工業高等学校に在学する全生徒

5 取得できる日数

年間3日まで(1日単位・分散取得可)

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等(欠席にはなりません)

7 取得できない日

(1) 学校全体、学年、HRの活動がある日

- 始業式・終業式・入学式・卒業式・三大行事(工業祭・学園祭・体育祭(準備期間も含む))
- 各種テスト(中間考査・期末考査・追認考査(説明会含む))の実施日
- 健康診断(内科・歯科検診等)、講話・講演・演劇鑑賞等
- 全体清掃(ワックス作業含む)、校外学習(遠足等)、球技大会・予餞会

注) 追認考査について…説明会後、追認考査の申込み手続きが必要です。申込みのない科目は、追認考査を受けることができなくなります。充分ご注意ください。

(2)各学科・教科が定める日

職場見学・就業体験、課題研究発表(見学含む)、卒業作品展など

注)各学期末・学年末考査後の「成績処理期間」では、単位保留懸念者を対象に補習等が行われる場合があります。本制度を利用し当該補習等を受けない場合、単位保留となる可能性があります。

注)本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。詳しくはQ & Aをお読みください。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

※申請後に、家族休暇制度の「目的」「制度の概要」等の趣旨に反していることが判明した場合は、家族休暇と取り消して「届出欠席」または「無届欠席」となる場合があります。

9 申請手続き

(1) 提出書類:様式「県立学校家族休暇申請書」(保護者の押印をお願いします)

(2) 提出先:HR担任に提出してください

10 申請期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

※期限を過ぎると場合によっては教材費等の費用負担が発生しますのでご注意ください。

11 授業への対応

自主学習での対応となり、補習等を行いません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。